

2 月定例教育委員会会議録

開催日時 令和 2 年 2 月 7 日（金）
午後 2 時～午後 3 時 30 分

開催場所 県庁新館 4 階教育委員会室

出席委員	教育長	福永 忠克
	委 員（教育長職務代理者）	土井 真一
	委 員	藤田 義嗣
	委 員	岡崎 正彦
	委 員	野村 早苗

1 開 会

- 教育長から開会の宣告があった。
- 教育長から出席者の確認があり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項の規定により、会議の成立が確認された。
- 事務局から出席者の報告があった。

2 非公開事件の確認

- 教育長から、本日の議題のうち、第 51 号議案から第 56 号議案までの 6 議案については、令和 2 年 2 月県議会定例会議に提出する前の未成熟な議案であることから、審議を非公開とすべきとの発議があった。発議は全員異議なく了承され、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書の規定により、第 51 号議案から第 56 号議案までの 6 議案の審議が非公開とされることとなった。また、審議の順番については、公開議案、非公開議案の順で審議することが確認された。

3 会議録確認

- 1月21日開催の定例教育委員会に係る会議録について、適正に記録されていることを確認し、承認された。

4 議 事（議案：公開）

- 教育長から、第57号議案「滋賀県奨学資金貸与条例施行規則の一部改正について」、および第58号議案「滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部改正について」、事務局に一括して説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。

- 主な質疑・意見

- 藤田委員 奨学金の貸与額は一人当たりどのくらいであったか。
- 高校教育課係長 例えば、一番貸与額が大きいケースで言うと、私立学校の生徒に3年間貸与するケースで、3年間の合計が最大146万円となる。
- 藤田委員 返済は卒業してすぐしないといけないのか。それとも猶予期間があるのか。
- 高校教育課長 卒業して6ヶ月後から返還する。
- 藤田委員 大学に進学した場合は、大学の授業料を払いながら返済しないといけないということか。
- 高校教育課長 大学へ進学された方には、在学中は返済が猶予される。
- 藤田委員 大学に進学されると、当然授業料が掛かるわけ

で、高校を卒業して半年後には返済しないといけないというのは大変厳しい。

- 岡崎委員 高校を卒業して6か月後に全額返済ではないと思うがどうか。
- 高校教育課長 10年間で返済をいただく。ひと月に1万円と
いった形になる。
- 藤田委員 才能のある子どもを社会に出していくことは
大事であるので、しっかり応援してあげたい。
- 教育長から、第57号議案および第58号議案の2議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案どおり可決された。

5 日程確認等（公開）

- 教育長から、次回の教育委員会の日程について、3月24日（火曜日）午後2時から開催することが確認された。

6 議 事（議案：非公開）

- 教育長から、第51号議案「令和2年度滋賀県一般会計予算案のうち教育委員会所管の予算案に関する知事への意見について」、および第52号議案「令和元年度滋賀県一般会計補正予算（第6号）案のうち教育委員会所管の予算案に関する知事への意見について」の2議案について、事務局に一括して説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。
- 主な質疑・意見
- 岡崎委員 農福連携推進に係る就農支援モデル事業の中で説明のあった就農支援システムとはどういうものか。

- 特別支援教育課 参事 特別支援学校を卒業した生徒が、農業分野でも活躍できるように就職を進めていくものである。農業分野において、特別支援学校の生徒がどういったことを取り組むことができるのかということとを農業関係者に知っていただくための仕組みづくりをしていく。
- 野村委員 県立学校の照明の LED 化は、令和 2 年度に全ての県立学校で実施するのか。
- 教育総務課長 令和 2 年度からの 3 年計画で、全ての県立学校で実施していく。
- 藤田委員 いずれも重要な予算であると思う。ICT の校内ネットワークの整備には、セキュリティ対策やソフトウェア導入の費用は含まれているのか。
- 教育総務課長 令和 2 年度は、校内ネットワークの整備という形で配線の整備をさせていただきたい。それからどういうパソコンやタブレットを導入するか、クラウド環境をどうするか、ソフトウェアはどうするかという形で検討を進めたい。セキュリティについては、国から示されているガイドライン等を踏まえてしっかり対応したい。また生徒の使用する端末を公費で導入するか私費で導入するかによっても、ネットワークやセキュリティの組み方は変わってくる。
- 藤田委員 不具合ばかり発生しては、学校運営に支障が出るので、ネットワークとセキュリティは一体のものにしておかないといけない。また学校の情報化を進める上で、対応する先生の育成と人材の確保はどうするのか。
- 高校教育課長 教員が ICT を活用した授業をしっかりとできるようにならないといけない。ハードウェアを整備

する中で、機器を活用した効果的な授業ができるように、総合教育センターや教育委員会事務局内で連携しながら、教員の研修等に対応していきたい。

- 藤田委員 企業による ICT のスクールサポート制度があるが、そういう専門人材を上手く活用していくと良いと思う。働き方改革を進める中で、先生が全てやるのは効率が悪い。情報産業の OB の活用ができれば良いと思う。
- 高校教育課長 ICT 支援員も入れていきたい。
- 藤田委員 LED 化は省エネという視点であると思うが、LED 以外の照明でも省エネタイプのものはたくさんあるので、用途に合わせてこういったものを採用するのかよく検討されたい。
- 教育総務課長 蛍光管の製造が令和 2 年度で終了するため順次取り換えていくもので、整備に当たってはしっかりとイニシャルコストとランニングコストをいかに抑えるか検討したい。
- 土井委員 予算項目の中では ICT 化の推進が最も大きな投資で、令和 2 年度だけでなく、長期的にどうするのかを考えて進めていただく必要がある。ネットワーク整備は一番のインフラとなる部分であり、将来どの程度の容量を想定するかが大きな問題になるが、そのためには今後の使い方を考えなければならないので、しっかり計画を立てて進めていくべきである。
 また、メンテナンスやトラブル対応の問題は、対応を外部化するか内部でやるのかによって、経費負担が変わってくるが、内部でやる場合はどうしても特殊化する傾向がある。いずれにしても、現場の先生が対応することは難しいので、専門家

にどういう形をお願いをするか、しっかりと検討していただきたい。

- 高校教育課長 ICT 支援員の確保と併せて、どういう支援を学校にしていくのかということが大事である。先生方の主たる業務は授業であるので、負担にならないようにしっかり制度設計をしていきたい。
- 藤田委員 学校に人を配置するか、教育委員会に配置するか対応はいろいろとあると思うが、セキュリティ対策はしっかりとお願いしたい。
- 教育長 委員の皆様からいただいた意見をしっかり踏まえ、今後しっかりと取り組んでいきたい。
- 教育長から、第 51 号議案および第 52 号議案の 2 議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案どおり可決された。
- 教育長から、第 53 号議案「滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例案に関する知事への意見について」、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。
- 主な質疑・意見
- 藤田委員 人事は弾力的かつ柔軟に対応する必要があると思うが、年度途中の異動はあるのか。
- 教育総務課長 教育委員会事務局で言うと、基本的には決められた人数の中で、突発的なことも含めて対応することになる。今年度からは特に時間外の規制が厳しくなっている中で、どういう業務改善をするかを考えるのが原則である。ただ、どうしても必要な場合には、県庁全体の話もあるので人事課と協議をして、場合によっては追加となる場合もあるが、基本は 4 月当初の体制となる。

- 藤田委員 例えば産休等で数年休むとなった場合、一人であれば助け合えば何とかなることもあるかもしれないが、更に増えると、弾力的な運用ができないと厳しいと思う。

- 教育総務課長 臨時的な方を採用して対応することもある。正規職員の場合は人数が決まっているので、例えば人事課で4月採用予定の方を前倒しで採用するという対応が考えられるが、難しい場合はワークシェアリングをして助け合っていくこととなる。

- 教職員課長 県立学校においては、女性職員が増え、産休・育休を取得される先生も多くなっている。男性の育休も促進を図っていきたいと考えており、こうした場合は、臨時講師をその期間任用するということになる。事務職員においては、昨年、別の学校の事務職員が週に何日か応援に行くという例はあったが、学校現場の事務職員も少ないので、場合によっては臨時的な方を採用して対応することもある。

- 野村委員 突発的な対応を含めて、産休等の場合に職員を補充するための予算や人件費は含まれているのか。

- 教職員課長 産休・育休や病休補充のための臨時講師の給与費は、教職員給与費の予算に計上している。

- 岡崎委員 高等学校の職員数が、前年度から41名の減と大きく減っているが、定年退職で辞められるといったことか。

- 教職員課長 年度末に定年退職または再任用終了等される方がいる。また、正員を置けずに臨時講師として通年的に入っている場合もあり、全体の中で41名を減とするものである。

- 岡崎委員 臨時講師の人材をなかなか見つけにくいという御意見を市町の校長先生から聞くが、今後のために少し余裕を見た人員配置ができれば良いと思う。
- 藤田委員 余剰というよりは、学校の中だけで対応していくのは限界があるので、もう少し広い範囲で柔軟的・弾力的に運用できればと思う。
- 岡崎委員 子育て休暇制度で対象を小学1年生から3年生までに拡充するといったことがあるが、こうしたことも予算には含まれているのか。
- 教職員課長 学校現場では、様々な理由で休まれる場合があるので、計上している教職員給与費の中で一定対応させていただいている。
- 教育長から、第53号議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案どおり可決された。
- 教育長から、第54号議案「滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案に関する知事への意見について」、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。
- 主な質疑・意見
- 藤田委員 一つは、先ほどの議案とも関連して、時間やコストを考えると、学校単位で人員を管理する方が良いかなと思う。年度途中の状況の変化に合わせて、学校間での対応ができる。
もう一つは、大学の非常勤講師のように、高校の先生も県内で兼務できるとうまく対応しやすいのではと思う。何人の児童生徒に対して何人の教員を配置するといった定数による決め方は、今の時代は少しやりにくいと感じるので、うまく運

用できる方法があったら良い。

- 教職員課長 あくまで標準法に基づいて、児童・生徒数の状況を踏まえて学校ごとに定数を置いていくことになる。突発的に対応が必要な場合には、近くの学校と連携することもあり得るが、基本的には、臨時講師の方に代わりに入っていただくことで、学校運営に支障がないように対応いただいている。
- 土井委員 国や地方公共団体の場合には、予算管理の問題であるので、企業で雇用するのとは少し事情が異なる面がある。
- 藤田委員 制度上仕方ない部分ではあるが、先生方が子どものことを見て仕事していけるように、柔軟性を持った対応ができれば良いと考えたものである。
- 土井委員 大学でも定員管理が行われている。ただ、仮に私が休んだ場合には非常勤講師を依頼する場合もあるし、その他にも特定有期雇用が行われる場合もある。これは定員管理とは別の問題で、実際にはいろんな対応がある。教職員定数は国の方で基本的に決まっているもので、国の予算とも連動しているものだと思う。
- 藤田委員 もし制度上改める必要があるなら国に伝えた方が良くと思う。
- 岡崎委員 予算を配分する目安になるということか。
- 教職員課長 教職員給与費は、この数字をベースとして積み上げている。
- 岡崎委員 例えば、県に大きな財政支援があったような場合に、標準法に定められている一クラスの人数を

少なくして先生の数を増やすなど、県独自でできるようなことはあるのか。

- 教職員課長 現在も、例えば 35 人学級編制を進めているが、標準法に基づく定数だけでは足りないので、県費単独で 50 人の臨時講師を充てて実現を図っている。その 50 人はこの条例の定数外となっている。これは教職員給与費の予算措置の中で 50 人分を措置しているという形であって、仮に財源ができて教職員の数を充実させるということになれば、定数外の予算の中で充実が図られるということになる。
- 藤田委員 制度やルールを守りながら、どこまで柔軟に対応できるかを工夫しないといけない。
- 教育長 小規模校の複式学級のための加配といったこともある。
- 土井委員 文部科学省が財務省と折衝する上でも、定数をしっかり決めておく必要がある。また定数は児童生徒数に対して教職員が何人必要かというルールを決めて、最低限これを保障しようとするものなので、これ自体を緩やかにしてしまうと、かえって学校は大変になると思う。実際の教職員の配置は、定数以外の部分で県や市町でどれくらい対応できるかを柔軟に対応しているので、定数自体はしっかりしておかないといけないと思う。
- 藤田委員 先生の数が足りなくて、育休取得ができないケースがないように配慮いただきたい。
- 教育長から、第 54 号議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案どおり可決された。
- 教育長から、第 55 号議案「滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に

関する条例等の一部を改正する条例案に関する知事への意見について」、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。

● 主な質疑・意見

- 野村委員 新しい子育て支援時間の休暇制度は、働く側にとっては良いものだと思うが、学校の先生が制度を利用できるようにするには、保護者や地域の方の理解を得られるかが大切である。こうした制度があるということを、しっかり情報発信し、周知していく必要がある。

- 教職員課長 子育て支援時間制度を、実際に学校で先生が利用される場合には、保護者の方の理解をいただくことは大事であると思う。必要に応じて、学校において、対応されるものと思う。

- 野村委員 先生が休暇を取得しやすいように学校から保護者の方に制度の趣旨を伝えていただき、取得する先生の立場が守られるようお願いしたい。

- 教育長から、第 55 号議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案どおり可決された。

- 教育長から、第 56 号議案「滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例案に関する知事への意見について」、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。

● 主な質疑・意見

- 藤田委員 教育職員の業務量の管理とは、在校時間の管理だと思うが、授業準備や教材研究を家に持ち帰ってやるようなことになってはいけない。働き方改革を進める面もあるが、教員の資質向上のために必要な部分はあると思う。

- 教育長 まずは勤務時間の管理をしっかりやるということ、そしてその上で業務を更に効率的にできないかを考えようということである。生徒指導の対応など、勤務時間の上限の目安に収まらない場合もあり得る。

- 岡崎委員 特別条項としての 720 時間以内を適用するケースは、あらかじめ規定をしておくのか。

- 教職員課長 資料 9 ページに、文部科学省が各自治体に対して示した規則への反映例がある。本県では、規則において上限時間を規定したいと考えているが、既定の中に、一時的または突発的に業務を行わざるを得ない場合の規定がある。具体的な適用にあたっては、限定するのではなく、別途通知あるいは方針の中で例示をさせていただきたいと考えている。文部科学省は、教育委員会や学校長が判断するものとして示されている。

- 岡崎委員 720 時間以内であれば問題ないといったことにならないように、まずは 360 時間以内が原則というのをしっかり押さえた上で運用できるようにお願いしたい。

- 教育長 基本をしっかりと押さえた上で例外があるということに取り組んでいきたい。
 今回の条例では、県教育委員会の思いとして、文部科学省が示す例に加えて、県教育委員会から市町教育委員会に対する情報提供や助言その他の支援についても規定している。

- 教育長から、第 56 号議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案どおり可決された。

7 閉会

- 教育長から、本日の議事が全て終了した旨の発言があり、閉会の宣告があった。